

14 選挙

施策の種類	内 容	申込機関名等
投票所や期日前投票所における投票		
点字投票	<p>投票所には、点字投票用の投票用紙及び簡単な点字器も用意してあるため、申し出により、点字による投票をすることができます。</p> <p>また、点字による候補者等の名簿も備え付けているので、それにより候補者の氏名等を確認することもできます。</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p> <p>投票時間 【投票所】 7:00～20:00 【期日前投票所】</p>
代理投票	<p>心身の故障その他の事由により投票用紙に自分で候補者の氏名等を記入できない場合、申し出により、代理投票することができます。</p> <p>代理投票の申し出を投票管理者が適当と認めた場合、補助者 2 名が選任され、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、それに立ち会うことになります。</p>	<p>(選挙期日の公示(告示)の日の翌日から投票日の前日)</p> <p>8:30～20:00</p> <p>※投票時間等は原則であり、これと異なる場合があります。</p> <p>※介護者の方でも、投票管理者が認めた方については、選挙人とともに投票所及び期日前投票所に入ることができます。</p>
不在者投票		
郵便等による不在者投票	<p>身体に重度の障害のある人は、あらかじめ証明書の交付を受ける等の手続きを行うことにより、郵便等による不在者投票をすることができます。</p> <p>また、郵便等による不在者投票をできる人のうち一定の障害があり自ら投票の記載ができない人(※)は、あらかじめ代理記載人を届け出ることにより、代理記載により投票することもできます。</p> <p>① 郵便等投票証明書の交付申請を行う。 (代理記載による場合、その旨の申請も行う。)</p> <p>② 郵便等投票証明書を添えて、投票用紙など必要書類を請求する。</p> <p>③ 交付された投票用紙に記載(代理記載)し、郵便等により選挙管理委員会へ送付する。</p> <p>(※) 身体障害者手帳で上肢又は視覚障害の程度が1級である人など</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p>
指定病院等における不在者投票	<p>県の選挙管理委員会が指定している病院等に、入院、入所している人で、不在者投票の事由に該当する人は、その病院等で不在者投票することができます。</p> <p>この場合も、投票所における投票と同様に代理投票することができます。</p> <p>① 指定病院等を通じて(または自分が直接)、投票用紙など必要書類を選挙管理委員会へ請求する。</p> <p>② 指定病院等の管理する場所で、投票を行う。</p> <p>③ 指定病院等の長が投票済の投票用紙等を選挙管理委員会へ送致する。</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p> <p>指定病院等</p>